

講座番号・講座名

No.7\_2 化学兵器禁止法の概要

講師

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課化学兵器・麻薬原料等規制対策室

Q	A
<p>「指定物質」を輸出入すると、実績届出書を提出することになりますが、それ以外に販売台帳を保管する義務はありますか。 また、提出した実績届出書について、保管期間の指定はありますか。</p>	<p>化兵法には、「指定物質」に係る記録や届出書の保管義務はありません。指定物質は化学兵器となりうる物質又は化学兵器の原料物質であることから、社内の規定に従って適切に保管してください。</p>
<p>「有機化学物質」の届出に関し、プラントの数を教えてください。</p>	<p>講演資料の他、次の化学兵器禁止法届出参考資料集 p 26（施設（プラント）の範囲）及び p 47（生産施設（プラント）数カウントの例）をご覧ください。P 26に記載しているとおり、施設（プラント）のカウントについては、一連の物質フロー及びそれに関係する諸装置の集合ごとに、実態的に1つと見なされる範囲を個別事例ごとに判断することになります。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf</a></p>
<p>溶剤が含まれる一般消費者用製品を扱っています。そのような製品に対しても調査は必要ですか？</p>	<p>ご質問の「扱う」という内容が不明のため、いくつかのケースを想定して回答します。一般消費者用製品を国内で仕入れて販売されるのであれば、化兵法上の届出が必要な指定物質・有機化学物質の製造等には該当しないと考えられます。溶剤の混合等をせず小分けだけを行っている場合も、同様です。他方で、指定物質が含まれる製品を輸出入する場合においては、届出の濃度しきい値を超えた場合は化兵法上の届出が必要となります。もし、気になることがありましたら、経産省化兵室までお問合せください。</p>
<p>「有機化学物質」の届出が必要なのは、製造の場合だけでしょうか。「有機化学物質」を使用して製品を製造する場合は届け出の必要はないという理解でよいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

<p>関税定率表別表第32類04項の有機化学物質について、事業所単位で200t超製造すると届出や申告の対象になり、輸入の場合は数量に関係なく届出等の必要はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。ただし、第32類04項の有機物であっても、製造の届出等が不要の場合がありますので、詳細は、次の化学兵器禁止法届出参考資料集 p 32～37でご確認ください。  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf</a></p>
<p>「指定物質」や「有機化学物質」について、届出等の数量しきい値や濃度しきい値が設定されている場合、しきい値以下であれば申請や書類の作成は必要ないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。ただし、指定物質に関しては化学兵器となりうる物質又は化学兵器の原料物質であることから、厳格な管理をお願いします。</p>
<p>「有機化学物質」であるエチルアルコールを製品の原料として使用していた場合、エチルアルコール自体を製造していなければ、エチルアルコールについて届出の必要はないのでしょうか。</p>	<p>「有機化学物質」については、製造を行った場合のみ届出が必要になります。</p>
<p>国際検査の対象は、実際に毒性物質等を取り扱っている届出事業所だけでなく、毒性物質等を取り扱う能力があると見なされる事業所は全て対象になる(国際検査の可能性があると聞いたことがあります)、現在も同じ運用でしょうか。</p>	<p>「有機化学物質」又は「特定有機化学物質」を製造している事業所に対する国際検査についてのご質問だと思います。「有機化学物質」等を製造し、届出及び申告を行った事業所のうち検証しきい値（有機化学物質の場合、事業所ごとで200トン）を超える事業所は、国際検査の対象になり得ます。</p>
<p>化兵法について 条約の表剤以外で申告が必要な物質について具体的に教えてください。</p>	<p>「有機化学物質」又は「特定有機化学物質」を製造した事業所は、届出及び申告の対象になり得ます。有機化学物質等に該当するか否か、製造に該当するか否かについては、講演資料 p 28 及び次の化学兵器禁止法届出参考資料集 p 32～37をご覧ください。  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf</a></p>

<p>化兵法についてお伺いします。</p> <p>国内のお客様から時々、輸入前に手続きが必要な製品の引き合いが入ります。</p> <p>ただ、輸入許可に数ヵ月かかることから断念されることが多いです。</p> <p>輸入許可に時間がかかる背景にはどのようなことがあるのでしょうか？</p> <p>教えていただけると幸いです。</p>	<p>化兵法上、輸入の実績届出が必要な物質は第1種指定物質及び第2種指定物質になりますが、外為法の輸入手続き（許可・承認）を行う必要はありません。ただし、第1種指定物質については化学兵器禁止条約の締約国以外からの輸入が禁止されているため、輸入はできません。化兵法関連物質の輸入については、次の経産省貿易管理部貿易審査課のHPアドレスをご参照ください。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/13_kagaku/kagakuheiki.html">https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/13_kagaku/kagakuheiki.html</a></p> <p>なお、サリン等の特定物質については化兵法第13条において、外為法第52条の規定による輸入承認を受けることを義務づけております。</p>
<p>化学兵器禁止法の届出の濃度しきい値について、もう一度ご説明いただけないでしょうか。</p>	<p>「指定物質」及び「有機化学物質」等の届出に関するしきい値については、講演資料 p 20 及び次の化学兵器禁止法届出参考資料集 p 13 をご覧ください。濃度しきい値が設定されている場合は、数量のしきい値を超えていても濃度のしきい値以下であれば届出の必要はありません。</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/files/todokede_sankou.pdf</a></p>